

平成27年第1回隠岐の島町議会定例会会議録

招集年月日 平成27年 3月 3日
 招集場所 隠岐の島町城北町1番地 隠岐の島町役場
 開会(開議) 平成27年 3月 3日(火) 9時 30分 宣告

会議録署名議員の氏名 11番 高宮陽一 議員 12番 米澤壽重 議員

1、出席議員

1番 西尾 幸太郎	7番 齋藤 幸廣	13番 遠藤 義光
2番 池田 賢治	8番 小野 昌士	14番 池田 信博
3番 安部 大助	9番 齋藤 昭一	15番 福田 晃
4番 佐々木 雅秀	10番 石田 茂春	16番 安部 和子
5番 前田 芳樹	11番 高宮 陽一	
6番 平田 文夫	12番 米澤 壽重	

1、地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長 松田 和久	観光課長 吉田 隆
副町長 池田 高世偉	定住対策課長 鳥井 登
教育長 山本 和博	農林水産課長 佐々木 千明
総務課長 大庭 孝久	上下水道課長 山崎 龍一
会計管理者 池田 賢一	建設課長 春木 茂正
企画財政課長 渡部 誠	総務学校教育課長 八幡 哲
税務課長 池田 茂良	生涯学習課長 濱田 勉
町民課長 名越 玲子	布施支所長 大上 一郎
福祉課長 藤川 芳人	五箇支所長 宮本 智幸
保健課長 長田 栄	都万支所長 田中 秀喜
環境課長 阿部 眞澄	財政係長 宇野 慎一

職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 野津浩一 事務局長補佐 田中順子

1、傍聴者 4人

1、町長提出議案の題目

- 議 第 1 号 平成 26 年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 6 号）
- 議 第 2 号 平成 26 年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 4 号）
- 議 第 3 号 平成 26 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（中村診療所）特別会計補正予算（第 3 号）
- 議 第 4 号 平成 26 年度隠岐の島町下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）
- 議 第 5 号 平成 26 年度隠岐の島町訪問看護事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議 第 6 号 平成 26 年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議 第 7 号 隠岐の島町行政手続条例の一部を改正する条例
- 議 第 8 号 隠岐の島町地区集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 議 第 9 号 隠岐の島町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
- 議 第 10 号 隠岐の島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議 第 11 号 隠岐の島町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例
- 議 第 12 号 隠岐の島町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 議 第 13 号 隠岐の島町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例
- 議 第 14 号 隠岐の島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議 第 15 号 過疎地域及び離島振興地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例
- 議 第 16 号 隠岐の島町公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 議 第 17 号 隠岐島文化会館設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 議 第 18 号 隠岐の島町生涯学習センター設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 議 第 19 号 隠岐の島町総合学習センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

- 議 第 20 号 隠岐の島町町民運動場設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 議 第 21 号 隠岐の島町総合体育館設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 議 第 22 号 隠岐の島町町民体育館設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 議 第 23 号 隠岐の島町武道館設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 議 第 24 号 隠岐の島町屋内温水プール設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 議 第 25 号 隠岐の島町相撲場設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 議 第 26 号 隠岐の島町佐々木家住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 議 第 27 号 隠岐の島町都市公園設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 議 第 28 号 隠岐の島町地域型保育事業の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例
- 議 第 29 号 隠岐の島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関す
る条例の一部を改正する条例
- 議 第 30 号 隠岐の島町公営住宅管理条例の一部を改正する条例
- 議 第 31 号 隠岐の島町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止す
る条例
- 議 第 32 号 隠岐の島町教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例
- 議 第 33 号 隠岐の島町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例
- 議 第 34 号 隠岐の島町災害派遣手当に関する条例
- 議 第 35 号 隠岐の島町避難行動要支援者名簿に関する条例
- 議 第 36 号 辺地に係る総合整備計画の一部変更について
- 議 第 37 号 辺地に係る総合整備計画の策定について
- 議 第 38 号 隠岐の島町過疎地域自立促進計画の一部変更について
- 議 第 39 号 町道路線の変更について
- 議 第 40 号 工事請負変更契約の締結について〔公共下水道管路布設(2号幹線その1)工事〕
- 議 第 41 号 工事請負変更契約の締結について〔公共下水道管路布設(5号幹線その2)工事〕
- 議 第 42 号 工事請負変更契約の締結について〔北方集会所建設工事〕
- 議 第 43 号 業務委託変更契約の締結について〔隠岐の島町基幹システム更新業務〕
- 議 第 44 号 指定管理者の指定について〔北方集会所〕
- 議 第 45 号 平成 27 年度隠岐の島町一般会計予算
- 議 第 46 号 平成 27 年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計予算

- 議 第 47 号 平成 27 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（中村診療所）特別会計予算
議 第 48 号 平成 27 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（五箇診療所）特別会計予算
議 第 49 号 平成 27 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（都万診療所）特別会計予算
議 第 50 号 平成 27 年度隠岐の島町簡易水道事業特別会計予算
議 第 51 号 平成 27 年度隠岐の島町下水道事業特別会計予算
議 第 52 号 平成 27 年度隠岐の島町駐車場事業特別会計予算
議 第 53 号 平成 27 年度隠岐の島町訪問看護事業特別会計予算
議 第 54 号 平成 27 年度隠岐の島町布施へき地診療施設事業特別会計予算
議 第 55 号 平成 27 年度隠岐の島町五箇へき地診療施設事業特別会計予算
議 第 56 号 平成 27 年度隠岐の島町中財産区特別会計予算
議 第 57 号 平成 27 年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計予算
議 第 58 号 平成 27 年度隠岐の島町上水道事業会計予算
諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議事の経過

○議長（石田茂春）

ただ今から、平成 27 年第 1 回隠岐の島町議会定例会を開会いたします。

（ 開 議 宣 告 9 時 3 0 分 ）

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日 程 第 1、会議録署名議員の指名

「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、隠岐の島町議会会議規則第 125 条の規定により 11 番：高宮陽一 議員、12 番：米澤壽重 議員を指名します。

日 程 第 2、会 期 の 決 定

「会期の決定」の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 3 月 13 日までの 11 日間にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声を確認)

「異議なし」と認めます。

したがって、会期は本日から3月13日までの11日間と決定しました。

日 程 第 3、諸 般 の 報 告

「諸般の報告」を行います。

去る平成26年第4回定例会以降の議会に関する行事・会議等は、お手元に配付いたしました資料のとおりです。

主なるものについて、ご報告申し上げます。

まずこの間、福島県田村市議会、山形県川西町議会、徳島県阿南市議会が行政視察に訪れました。町長、副町長、担当課長の丁寧な対応に対しまして感謝を申し上げます。

12月19日には、子ども議会が開催されました。今回は都万中学校の3年生15名が議員となり町長に質問をいたしました。中学生議員は、町のことをよく勉強されていて今後のまちづくりにおいて参考になる意見も数多くございました。こうした取組みがまちの活性化、議会の活性化につながればと感じたところであります。

2月7日には、都万中学校2年生を対象とした「立志式」が都万支所において開催され出席いたしました。

11名の生徒が「14歳の決意」を堂々と発表されました。式の最後には、保護者とのメッセージ交換が行われ、我が子の成長に対する熱い思いが伝わり感動をいたしました。

「立志式」は、各中学校単位で行われ、やり方はさまざまかもしれませんが、後世に残すべき素晴らしい行事だと改めて感じたところであります。

2月19日には、平成26年度島根県町村議会議長会定期総会が松江市の「タウンプラザしまね」で開催され出席いたしました。

主なる内容は、会務報告に始まり平成26年度一般会計、平成27年度事業計画案及び予算案などについて審議され全会一致で可決いたしました。また、要望決議案について「道州制に反対する要望決議」「竹島の領土権確立等に関する要望決議」の2件が提案され全会一致で決議されました。

県内外からも要望事項が提出され、隠岐郡からは、隠岐島の交通体制の強化と整備促進について、離島医療体制の充実強化についての要望事項を、決議事項と併せて島根県知事へ提出いたしました。

22日には、「竹島の日」記念式典が松江市の県民会館で開催され、隠岐期成同盟会の皆さ

んと、本町議会から竹島対策特別委員会の委員が参加いたしました。

今回は、「竹島の日」条例制定 10 周年を迎えた記念式典となったわけですが、盛り上がりという面では、少しさびしさも感じ、式典の形骸化を案ずるところであります。

さらに、世論の高まりを促すためにも、国が主体的に取り組むようこれまで以上に働きかけていく必要性を改めて感じたところでもあります。

続いて、去る 12 月定例会において議決されました議員提出議案について、お手元に配付した「意見書処理報告」のとおり、関係機関に送付いたしました。

次に、議員の派遣について、前回の定例会に諮ることのできなかつた派遣につき、別紙のとおりご報告いたします。

以上、ご報告いたしました会議等の関係資料は、事務局に保管してありますので、必要に応じてご覧ください。

以上で「諸般の報告」を終わります。

日 程 第 4、行 政 報 告

「行政報告」を求めます。

番外：町長

○番外（町長 松田和久）

「皆さんおはようございます。」

今議会は本日から 11 日間という長丁場となりますが、どうぞよろしく願いをいたします。

平成 27 年第 1 回隠岐の島町議会定例会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

春まだ浅い今日このごろでございますが、議員各位には、ますますご壮健のご様子、先ずもってお慶びを申し上げます。

本日は、平成 27 年第 1 回隠岐の島町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては、ご多忙の中にも関わりませずご出席を賜り誠にありがとうございます。

本議会は、平成 27 年度一般会計及び特別会計の当初予算、平成 26 年度一般会計及び特別会計の補正予算、条例の制定及び一部改正、更には指定管理者の指定など 60 件の諸議案を上程させていただいております。

どうか、十分なるご審議をいただきますとともに、私ども執行部に適切なお指導を賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、12 月に開催をいたしました「第 4 回隠岐の島町議会定例会」以降の私の行政報

告でございますが、その主なものにつきまして、ご報告をさせていただきます。

まず、人口問題に関する知事との意見交換会につきまして、ご報告を申し上げます。

12月25日、年が変わりまして今年の2月4日、「人口問題に関する知事と町村会との意見交換会」、2月5日には、「第1回地方創生総合戦略に向けた県と市町村のワーキング会議」が開催をされ、それぞれ検討を進めてまいったところでございます。

国におきましては、東京一極集中に代表されるような、わが国の構造的な課題に対し、活路を見出そうと「地方創生」への取組みを始めたところでございます。

島根県におきましては、全市町村が「総合戦略」の策定に向け、情報共有を図りながら、県が策定をいたします「総合戦略」と我々市町村が策定いたします計画との整合性を図りながら、スピード感を持って進めていくことをお互いに確認をし、今後も随時、必要に応じまして開催をする予定になっております。

次に、「ふるさと隠岐の島応援寄附」に関する状況につきまして、ご報告を申し上げます。

「ふるさと隠岐の島応援寄附」につきましては、平成26年度は、1月末現在で69件、388万円余りをご寄附をいただいております。

この場をお借りいたしまして、あらためましてご寄附いただいた皆様方に感謝の意を表したいと存じます。ありがとうございます。

平成26年度におきましては、図書館の図書購入費に100万円、ジオパーク啓発事業関係300万円を活用させていただきました。

新年度は、図書館の図書購入の財源といたしまして引き続き100万円を充当することとしておりまして、今後も有効活用に努めさせていただく所存でございます。

次に、竹島に関する要望活動及び「竹島の日」記念行事参加などにつきまして、ご報告を申し上げます。

2月17日竹島領土権確立隠岐期成同盟会といたしまして、内閣府を始め外務省、文部科学省、農林水産省、防衛省、水産庁、海上保安庁、島根県選出の国会議員、また関係をいたします国会議員の先生方に対しまして、「竹島領有権及び周辺海域における漁業秩序の早期確立について」の要望活動を実施させていただいたところでございます。これには、吉田県議にも同行していただきました。

内容は、竹島を所管いたします組織の内閣府への早期設置、隠岐の島町に竹島問題普及啓発施設といたしまして国直轄の仮称でございますが「竹島漁撈歴史記念館」の設置、従来どおりでございます。それからもう一つは暫定水域における漁業秩序の確立のための改正日韓

漁業協定の早期締結についての要望、それから国境離島における国防体制の更なる強化、そして最後、学校教育における竹島に関します学習の強化、この5項目を重点的に要望させていただきました。

また、2月22日には、松江市の県民会館におきまして、「竹島の日」記念式典が開催をされまして、議員の皆様方また久見地区の皆様方とともに出席をいたしました。

未だ竹島問題は、解決への糸口さえ見えない状況にございまして、国の責務におきまして、国と国との問題として協議の場を設け、早期解決をしていただくよう強く要望をいたしました。特に、先ほど議長も申されましたが、何か10年、形骸化されてこのまましまうのではないかといった危機感を持たざるを得ない、粛々とした大会ではございましたが、そういうように私も思った次第であります。

次に、政府等に対する各種要望活動につきまして、ご報告を申し上げます。

2月18日に全国離島振興協議会といたしまして、関係国会議員及び関係府省等の各幹部に、2月23日には、島根県町村会といたしまして、内閣府、総務省、財務省及び県選出国会議員の先生方に対しまして、あらためて要望活動をさせていただいております。

これらの要望活動は、全国の離島自治体や県内の自治体の現状や課題につきまして説明をさせていただき、それら課題解決に向けての、予算の確保でありますとか、新たな補助事業の創出等についてお願いを申し上げてきたところであります。

次に、各地での立志式の開催について、ご報告を申し上げます。

1月24日から2月24日の1か月にかけて、町内の全中学校におきまして立志式を開催させていただきました。

もともとこのこの立志式というのは、布施地区で昭和50年に当時の公民館館長さんの強い想いで始まったのがきっかけだそうでした、本年度からは、たまたま今年は布施中学校の布施地区の中学2年生がいないということで、布施ではできないということから、いろいろ相談をいたしまして、町内全中学2年生を対象にキャリア教育の一環として、開催をさせていただいたところでございます。

生徒自らが、これまでの人生を振り返るとともに、自らの志を立て、自らの決意として、堂々と発表してくれました。このことは、“隠岐びと”を育むことに大きく寄与し、将来の本町を担う若者として成長していってくれるものと期待を膨らませているところであります。

今後も、引き続き青少年教育の一環といたしまして、継続してこの教育は実施してまいりたいと、このように考えたところでございます。

次に、消防出初式につきまして、ご報告を申し上げます。

新春恒例の消防出初式を1月6日に開催をし、消防団員等関係者約400名の参加によりまして、隠岐島文化会館で議員の皆様方を始め、多数のご来賓のご出席のもと式典を開催させていただいたところであります。

式典終了後は、例年の行事でございますが役場前で消防車15台と隠岐島消防署のはしご車によります一斉放水を行い、大勢の町民の皆様方にもご覧いただけたかと思っております。

以上、主な事項につきましてご報告申し上げましたが、12月の定例会以降、私の出席いたしました会議や諸行事の詳細につきましては、のちほどに掲げておりますので、ご覧をいただきたいと思っております。

○議長（石田茂春）

以上で、「行政報告」終了です。

日 程 第 5、町長の施政方針

「町長の施政方針」を行います。

番外：町長

○番外（町長 松田和久）

平成27年第1回隠岐の島町議会定例会の開会にあたりまして、諸議案の説明に先立ちまして、新年度に臨む私の町政運営の基本的な考え方につきまして申し上げ、議員各位はもとより、町民の皆様方のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

わが国は、世界に先駆けて「人口減少・超高齢化社会」を迎え、待ったなしの構造的な課題に対し、「地方創生」を推進することにより、活路を見出そうと新たな取組みを始め、「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、平成26年度補正予算及び平成27年度当初予算にその施策を盛り込み、やる気のある地域や町村をどんどん支援していく方針が打ち出されたところでございます。

その結果、各地方自治体のやる気度や力量が問われることは勿論でございますが、新年度中には地方版の「総合戦略」、これは今年10月を目途にこれから策定が求められたところでございます。

本町におきましては、加速する少子高齢化や人口減少対策、なお低迷を続けております地域経済対策、公共下水道などのインフラ整備、更には地震・津波の災害対策の強化など多くの課題が山積しておりますが、将来にわたり“まち”を維持してまいりますため、「わが町の定住ビジョン」の戦略を模索していたところでございまして、まさに今、そのチャンスの時

であると意を強くしているところでもございます。今、何が必要か、何をすべきかを絶えず考え、現場主義、即刻主義に徹し、本町の特性を活かした「総合戦略」を、議会の皆様方はもとよりでございますが、町民の皆様方と一緒になしまして町の総力を結集しながら策定をし、地域課題の解決に取り組んでまいらなければならない、このように考えているところであります。

隠岐の島町の総合振興計画に掲げております、まず、「島をリードする隠岐びとが育つまち」、そして「観光を機軸に交流・産業を創出するまち」、そして「みんなで支えるやさしい福祉のまち」、この三つの基本目標を実現してまいりますために、新たな施策を展開し、地域の活力を高め、住みよい暮らしと定住の基盤をより強固なものにしてまいりたいと、このように考えているところでございます。

それでは、新年度の町政運営につきまして、特に、重点的な取り組みにつきましてご説明申し上げます。

始めに、財政状況と財政健全化に向けた取り組みでございますが、政府は、平成26年度も地方創生関連の緊急経済対策といたしまして3兆1,180億円の補正を組み、市町村の地域活性化に向けた事業に対して地域住民生活等緊急支援交付金の交付など、切れ目のない経済対策に取り組んでいるところでございます。

そして、平成27年度の地方財政対策につきましては、地方創生関連、社会保障の充実分を含め、一般財源総額につきましては、平成26年度の水準を相当程度上回る額を確保することを基本として61兆5,485億円が確保されたところでございます。一方、地方交付税につきましては、本年度と比較しますと0.8パーセントばかり下がります1,307億円の減でございます。総額で16兆7,548億円となっております。本町におきましても交付税の減額が見込まれるところでございます。

このような状況でございますので、本町の新年度予算におきましては、一般財源ベースで今年度予算額以下を原則とし、地方債の発行額につきましても抑制し、財政の健全化を目指しながらも、総合振興計画に基づき町の景気対策、活性化を視野に入れた予算編成とさせていただきます。

その結果、一般会計の予算総額は、145億7,000万円で本年度と比較いたしますと6億1,000万円、4パーセント減ということにさせていただいております。その減額の要因でございますが、ご案内のように隠岐広域連合で実施してまいりました消防庁舎建設事業の終了によるものが大きいかと思っております。また、特別会計の総額は、52億8,940万円で今年度と比

較いたしますと、これは11パーセント増となっております。金額にいたしますと5億4,100万円とさせていただきます。

その伸びたものですが、今、実施をいたしております下水道事業の処理場整備に係る事業費が増額となります。それから国保会計の医療費関係及び保険財政共同安定化事業拠出金の増等がその要因かと思えます。

本町の財政状況は、財政指標で見ますと、中期財政計画で先般お示しをいたしました、地方債現在高は若干の増額となっておりますが、実質公債費率は平成26年度におきましては、昨年度より更に低い14.9パーセント、平成27年度は、14.0パーセントまで下がっていくという見込みでございます、少しずつではございますが改善の兆しを見せてきているところでございます。

しかしながら、地方交付税につきましては、いよいよ平成27年度から普通交付税の特例措置分が段階的に減額となってまいります。依然として厳しい状況に変わりありませんが、普通交付税算定の見直しについては、現在、国において検討されているところでございまして、その動向を今後更に注視しながら、引き続き財政健全化に向けて積極的に取組んでまいりたいと思えます。先般、新聞でも出ておりましたように、特例措置分の7割を何とか補償してくれということが今言われております。そうすると、また、少し楽にはなるのですが減額には間違いありません。引き続き、財政健全化に向けて取組んでいかななくてはならないということかと思っております。

次に、行財政改革の取組みについてでございますが、行財政改革につきましては、第1次、第2次の大綱に引き続きまして、第3次の行財政改革大綱及び実施計画を公表し、大綱に沿いながら、安心をして暮らせる公共サービスを維持してまいりますため、効率的な行政運営の推進と質の高いサービスの提供、更には、町民の皆さん主体によります“まちづくり”の推進でありますとか、持続可能な財政運営の推進を重点目標にいたしながら、具体的な取組みを進めてまいりたいと存じます。

次に、雇用対策と商工業の振興の取組みについて申し上げます。

雇用対策につきましては、既にご案内のとおりでありまして、高校新卒生徒を採用いたします地元企業の皆様方に対し補助金制度を更に拡充いたしまして、本土の大学に行っておられる大卒、あるいは短大卒まで拡大をし、町内で働いていただく意欲をもった若い方の新たな雇用の受け皿の確保と定着化を図るため、研修制度の充実にも更に努めてまいりたいと思えます。

また、新年度よりUターンを促進してまいりますため、奨励金でありますとか、あるいは住宅補助などを新たに制度化し、雇用とのマッチングにより生産年齢人口の定住対策に取り組んでまいりたいと、このように考えております。

商工業の振興につきましては、県の補助制度の活用や町の単独事業と併せまして、空き店舗の活用や移動販売事業への支援などによりまして、商店街の活性化と買物弱者対策に努めてまいらなくてはならないと、このように考えております。

次に、農林水産業の振興の取組みについてでございますが、農林水産業の振興につきましては、離島の特性や豊かな資源を活かした農林水産物の付加価値を更に高める取組みを進めてまいりたい。また、繁殖牛の増頭にあわせた自給飼料の増産体制や木質バイオマスエネルギーを活用した事業化等、今後は、島内での「自立循環型産業」を創出していくことで、所得の向上や雇用の場の拡充につなげてまいりたいと、このように考えております。

農業では、「農地中間管理事業」や「日本型直接支払制度」等、昨年の農政改革により拡充されましたさまざまな制度を有効に活用いたしながら、担い手への農地利用の集積・集約化を加速させ、意欲のある若手就農者を中心に経営安定に向けた支援を進めてまいりたいと、このように考えております。

また、平成30年度からの米の生産調整廃止を見据えまして、本町の気候や土壌条件に適した新たな米以外の振興作物でありますとか、あるいは独自の栽培方法の開発等を進めまして自立できる農業の実現に向け積極的に取り組んでまいらなくてはならないと考えています。

林業では、木材の生産拡大と隠岐産材を活用いたしました住宅の新築・改築に対する補助制度を継続させていただき、島内需要の拡大を促してまいりますとともに、森林経営計画に基づきます施業の集約化や、あるいは高性能林業機械の導入等により島外移出の促進に努めてまいらなければならないと考えております。

ここ数年検討を続けてまいりました、「木質ペレット事業」の導入につきましては、本格的な事業化に結びつけてまいりたい、ペレット製造工場の設計や町有施設へのペレット機器の導入経費など必要な予算を新年度に盛り込んだところでございます。間伐時に山林に放置されたままの未利用材等を、エネルギー資源として有効活用していくことで、林業を主体とした循環システムを構築し、森林の整備促進はもとより、自然災害の抑止や新たな雇用の創出に努めてまいりたいと考えたところであります。

畜産業では、箕浦地区での牧野の新規造成や既存の牧野を再整備することによりまして、繁殖牛の更なる増頭や畜産経営の低コスト化を進め、若手就農者の方々を対象といたしまし

た繁殖牛のリース制度を新たに創設し、担い手の育成を推進してまいりたいと思います。

先般、離島振興協議会の正副会長会の折に、国会の先生方から紹介がございましたが、離島から本土に死亡牛を運ぶときに多額な経費がかかる、このことが畜産農家の経営を圧迫しているということを昨年の9月に国に向けて訴えてまいりましたところ、畜産振興協会の方からまわして国からの支援が3分の2補助を付けるということが申されておりますので、付け加えてご紹介しておきたいと思います。

水産業につきましては、離島漁業再生支援交付金を活用いたしまして、各漁業集落の創意工夫によります取組みを推進してまいりますとともに、アワビやマダイの種苗放流事業等による磯根資源の増殖や漁場の生産力向上に努めてまいらなくてはならないと考えております。

また、喫緊の課題となっております本町の水産資源を活かした「大規模な水産加工場の整備」に向けましての取組みでございますが、新年度では、漁業関係者の皆様方を交え、更に施設の整備方法や運営主体など、更に踏み込んだ検討を行い事業実施につなげてまいりたいとこのように考えたところでございます。

次に、観光振興についてでございますが、ご案内のように島根県の観光客というのは、今出雲大社宮司千家家と皇室とのご成婚というおめでたいお話しがございまして、出雲・松江の縁結び効果や、もう一つにはプロテニスの錦織圭選手の大活躍等によりまして賑わいを見せているかと思えます。

しかしながら、この賑わいが松江・出雲地域に限定されているようでございまして、隠岐諸島の観光は、離島という立地条件から割高感がやはり払拭できてないこういう状況もございまして、入込客数にも大きな変化が見られない状況にございます。

このような中、「隠岐世界ジオパーク」を活用した島の魅力の積極的な情報発信によりまして、少しずつではございますが、その効果が現れつつあるかと思えます。

現在、島根県、隠岐4町村及び関係団体で組織いたしております「隠岐世界ジオパーク活用推進検討会議」におきましては、世界認定というチャンスを生かし、ソフト面・ハード面、両面にわたる施策のあり方について今議論を進めております。本町では、その結果を踏まえ、具体的施策に反映させるようスピード感を持ちながら、「世界」という冠をフルに活用できるよう努めてまいりたいと思います。

また、本町の観光振興の“道しるべ”といたしまして「隠岐の島町絵の島花の島観光振興計画」の事業評価、あるいは検討を行い、推進体制の強化を図ってまいらなくてはならないと考えております。

今後も来訪者の皆様方へのきめ細かな情報提供と、人情味あふれる“おもてなし”に努めてまいりますとともに、独自の観光資源の維持・保全でありますとか、宿泊施設を始めとする観光関連施設等の充実にも努め、隠岐空港を利用し、新たな地域からのチャーター便運航によります誘客活動等も積極的に行い、本年度を上回る入込客数を目指して取組んでまいりたいと考えております。

次に、交通網の整備の取組みについてでございますが、海路における隠岐航路の安定運航、空路における航空機の利用促進、島内の生活バス路線の維持・確保など、本町を訪れます方々や町民の皆様方にとって、更に快適で利便性の高い交通網整備が今、強く求められているところかと思っております。

生活バス路線の運行につきましては、高齢者を始め、交通弱者といわれる皆様方にとって、大切な公共交通であることを念頭に置きながら、利用者の利便性の向上に取組んでまいらなくてはならないと考えております。

隠岐航路につきましては、本土地域に比べ割高な航路運賃の改善や全国離島振興協議会、あるいは離島自治体と協力しながら、国に積極的に働きかけているところでございます。先般、改正になりました離島振興法の第1条に、もうこうなれば離島航路の運賃の低廉化は避けて通れない、これが第一番だということが載ってきております。そういうことで、我々も積極的に働きかけをいたしております。隠岐汽船株式会社へも株主の立場や隠岐広域連合の構成団体として提言をしてまいりたいと思っております。

また、本土側の寄港地の1港化問題の検討につきましても、住民の皆様方の意向調査等にも更に取組みまして関係団体と協力しながら、更に議論を深めてまいらなくてはならないと考えております。

隠岐空港の利用促進につきましては、空港開港50周年、またジェット機就航が今年10周年という節目の年になります。島根県を始め関係団体との連携を図りながら、この50年、10年の記念事業に取組み、更に利用促進に努めてまいりたいと考えております。

また、航空業界全体を取り巻く情勢でございますが、依然として厳しい状況でございますものの、関係者の皆様方のご尽力によりまして、出雲便、大阪便ともに目標値に近い搭乗率を確保し、夏季ジェット便につきましても引き続き運航されることが既に決定をいたしております。今後もこれら路線の維持のための取組みの強化に努めてまいりたいと思います。

次に、地域医療・保健・福祉の取組みについてでございます。

地域医療につきましては、高齢者のみの世帯が増加している中、在宅生活を支える医療・

福祉サービスの充実も求められています。隠岐病院と個人医院や診療所の在宅医療の連携を更に密にいたしますとともに、医療・介護・生活支援等が切れ目なく提供できる体制の構築を推進してまいらなくてはならないと考えております。

医師招へいにつきましては、引き続き県及び隠岐広域連合と連携を図りながら、あらゆる医師の情報を収集し、更なる努力をしてまいりたいと考えております。また、医療従事者の確保につきましては、関係大学や専門学校の地域推薦入学制度を活用するとともに、県立大学との連携のもとでの地域医療を目指す看護師の育成など、地域医療を担う医療従事者の人材育成とその確保に努めてまいりたいと思います。

診療所の運営でございますが、厳しい経営状況が相変わらず続いております。高齢化が進んでまいります中、町民の皆様方の「かかりつけ医」としての役割を担いますとともに、予防医療に努め、健康で安全・安心で暮らせるよう、町立診療所としての体制を引き続き維持しながら運営に努めてまいる考えでございます。

保健事業につきましては、保健師を中心とした関係スタッフが一体となりまして、地域に密着した保健指導に取組み、町民の皆様方の健康の保持増進を図ってまいりたいと考えております。

国民健康保険事業につきましては、平成30年度から保険財政の運営主体が県に代わってまいります。地域におけるきめ細かい事業は、引き続き町が担うことになっております。医療費適正化対策や、あるいは保険税の徴収など安定的な財政運営や効率的な事業運営に努めてまいらなくてはならないと考えております。

地域福祉につきましては、総合振興計画の基本目標でございます「みんなで支えるやさしい福祉のまち」の実現を目指し、町民の皆様、福祉サービス事業所、社会福祉協議会、民生児童委員の皆様方などと連携、協力して取り組むことで、地域の実態や課題に即したきめ細やかな対応によります総合的な地域福祉の充実を図ってまいりたいと思います。

障がいのある方への支援につきましては、住み慣れた環境で自立した日常生活や社会生活を営むことができますように地域の特性や利用者の状況に応じ、障害福祉サービス、地域生活支援事業などを総合的に実施してまいりますとともに、町民の皆様方が、障がいのある方に対する理解を深めていただくため、関係機関と更に連携しながら啓発活動の促進に努めてまいりたいと思います。

高齢者への支援につきましては、高齢者の皆様方が安心して地域で暮らし続けられる地域包括ケアを実現してまいりますため、関係機関と連携した地域ネットワークづくりを推進し、

地域課題や住民ニーズに対応した介護予防・日常生活支援総合事業の充実に取組んでまいります。また、地域の力の活用によりまして、途切れることのない適切なサービスを効果的に提供できますように、各種の事業を展開してまいりたいと思います。

子育て支援でございますが、子どもを産み、育てやすい社会の実現を目的といたしました「子ども・子育て支援法」に基づき、子ども・子育て会議や次世代育成支援実施検討協議会を開催をし、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進をしてまいりますため、支援計画を策定いたしますとともに、新たな効果的な子育て支援施策の調査・検討を進めてまいりたいと思います。

生活困窮者への支援につきましては、国が行います保護基準の見直しや保護制度の改正に注視しながら、困窮の程度に応じた必要な保護を行うとともに、自立を助長するように支援してまいりたいと思います。また、離職・解雇等を原因とした経済的な理由をもって生活保護に陥ることを防止してまいりますため、新たな生活困窮者自立相談支援事業に取組み、生活困窮者の支援を行ってまいりたいと思います。

次に、安全・安心で快適なまちづくりの取組みについてでございます。

本町におきましては、安全・安心で快適なまちづくりを目標に、災害対策や生活環境整備に取り組んでまいります。

災害対策につきましては、各自治会組織・関係機関との連携強化を図りながら、地域における防災意識の高揚のための研修会の開催や避難訓練の実施に向けた支援策など、防災体制の確立、そして災害対策の強化に努めてまいらなくてはならないところでございます。

生活環境整備についてでございますが、町民の皆様方の安全と安心を第一に、きめ細かな道路整備事業でありますとか、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、公営住宅整備事業等を進め、また上・下水道の整備につきましては、施設の維持管理や更新事業に多額の経費が必要であり、上・下水道事業の経営安定化のためにどのように対処していくのか、料金改定も視野に入れながら更に検討を進めてまいりたいと思います。

また、新年度には下水道の整備を進めてまいります中で、今後増加してまいります汚泥を効率的に処理するために、汚水処理施設共同整備事業へも取組んでまいらなくてはならないと思います。

自然環境対策関係は、国の出先機関であります自然保護官事務所、あるいは島根県、私ども隠岐世界ジオパーク推進協議会との連携を更に強めまして、世界認定に即した環境の整備に取り組んでまいらなくてはならないと考えております。

海岸漂着ごみ対策でございますが、これも島根県と協調し、漂着ごみの回収及び処分を実施してまいりますとともに、国への財政支援の要望活動も引き続き、今、実施をさせていただいているところでございます。

次に、人材育成の取組みについてでございますが、本町は、総合振興計画で示しており「島をリードする隠岐びとが育つまち」を目標に掲げ、心身ともに健全で未来を切り開く勇気と行動力のある人材を育て続けることを基本に、いろいろな施策を展開してまいる所存でございます。

特に、ふるさと隠岐を愛し、誇りに思う“隠岐びと”の心を育て、教育・医療・福祉・観光及び農林漁業などあらゆる分野で、多彩な人材育成を進めてまいりたいと思います。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律がこの度一部改正をされ、新年度より私と教育委員5名によります総合教育会議を設置することになっております。町の教育行政の大綱を策定し、教育行政に関する方向性を明確にしてまいることになっております。

学校教育につきましては生きる力の育成を基本とし、子どもたちが自ら学び、自ら考える、知・徳・体のバランスのとれた教育を展開し、豊かな人間性とたくましい体を育くみ、社会の一員といたしまして自立して生きていくことのできるように、学校・家庭・地域と一体となり取組んでまいらなくてはならないと考えております。

また、不登校など支援が必要な児童・生徒につきましては、教育支援センター「スマイル」において相談体制の充実に引き続き努め、心の問題を抱える子どもたちのケアに取り組んでまいる必要がございます。

社会教育につきましては、本町にある素晴らしい自然や歴史、伝統文化を活かし、特に、青少年におきましては地域と連携して、遊ぶ、創る、学びについて体験を積み重ね、自ら考え行動する力を養い、豊かな感性を持つ人材育成に努めてまいりたいと思います。

次に、竹島領土権の確立への取組みについてでございます。

国におきましては、内閣官房に領土・主権対策企画調整室を設置し、国民世論への啓発、国際社会への情報発信など積極的に取組みを始めたところでございます。

本町におきましては、総務課内に竹島対策室を設置し、新たな資料の発掘や整備に取り組んでいるところでございます。議会におかれましても竹島対策特別委員会を設置をしていただいております。全議員あげて熱心に活動をいただき心強く感じているところであります。

しかしながら、竹島問題につきましては、まだまだ進展がみられないそういった状況でございます。そういった中で、本町の姿勢を示す観点からも、新年度で町の単独事業といたし

まして竹島漁撈の中心的役割を担っていた久見地区へ、竹島関係の資料収集の拠点となり一部また資料等のレプリカの展示ができるような施設の建設を考えているところでございます。

これまで以上に、竹島の領有権の早期確立に向け取組みを進めますとともに、島根県及び竹島領土権確立期成同盟会等と連携し、国の責務において、「竹島漁撈歴史記念館」仮称でございますが、この建設でありますとか、あるいは隠岐島周辺の海域での保安体制の充実強化につきまして引き続き国当局へ強く訴えているところであります。

もう既に、戦後も相当の期間が過ぎました。何と言いますか、家のおじいさん^{うち}がお父さんが行っていたという話を聞いてこられた方々も、もう既に80歳を超える方々になっております。このまま放置しますと、竹島は物語に終わってしまう、決して物語にしてはならないという思いもございまして、今回そういったものを造っている色々な物を今のうちにできるだけ収集物を収集していきたいと、このように考えておりますので是非ご理解を賜りたいと思っております。

次に、町税等の徴収率の向上及び滞納対策の取組みについてでございますが、税は住民サービスを行うための必要不可欠な財源でございます。納期内に納税される大多数の納税者の思いを大切に、税負担の公平性の確保や信頼される税務行政の推進に向けて、徴収率の向上や滞納対策の強化に引き続き取組んでまいらなくてはならないことは申し上げるまでもございません。

しかしながら、平成25年度の町税等の現年分の徴収率は97.6パーセントでございまして、目標の98パーセントにも達していないというのが状況でございます。

新年度は、徴収対策本部の組織を再編し、責任の所在を明確にすることで滞納整理の進行管理を強化してまいらなくてはならないと考えております。

また、平成24年度から取組んでおります島根県との徴収担当職員相互併任をこのまま継続させていただき、滞納整理を共同実施するなど、より一層の徴収体制の強化に努めてまいりたいと考えております。

以上、新年度の町政運営の基本的な私の考え方、重要課題等の取組みについてご説明を申し上げますが、議員各位を始め、町民の皆様方のご理解・ご支援を引き続きよろしく願いをいたしまして私の施政方針に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（石田茂春）

以上で、「町長の施政方針」を終わります。

ただ今から、10時40分まで休憩といたします。

(本会議休憩宣告 10時25分)

○議長 (石田茂春)

休憩を閉じ、本会議を再開します。

(本会議再開宣告 10時40分)

日 程 第 6、町長提出議案の上程

「町長提出議案の上程」を行います。

お手元に配付のとおり、町長提出議案の議第1号「平成26年度隠岐の島町一般会計補正予算(第6号)」から諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」までの60件を一括して上程いたします。

日 程 第 7、提案理由の説明

「提案理由の説明」を行います。

ただ今、議題となりました60件の議案について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

番外：町長

○番外 (町長 松田和久)

本日提案をさせていただきました諸議案につきまして、ご説明を申し上げます。

議第1号から議第6号までの6件につきましては、平成26年度一般会計及び特別会計の補正予算に関する議案であります。後ほどまた、副町長から詳細説明を申し上げます。

まず、議第1号の「平成26年度隠岐の島町一般会計補正予算(第6号)」についてご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正額は、7,211万6,000円の追加でございます。補正後の予算額は155億8,951万6,000円となります。

今回の補正につきましては、国の補正によります経済対策事業の実施及び各事業の確定によります増減でございます。

財源につきましては、国・県補助金等の特定財源及び各事業に町債を充当することに伴いますの補正でございます。

繰越明許費でございますが、「第2表繰越明許費」のとおり、「定住対策事業」、「多子世帯支援事業」、「商工業振興事業」等、国の経済対策によります諸事業及び道路整備、宮の前団地建設事業、災害復旧事業など10件におきまして、翌年度に繰り越す必要が生じております。

総額で2億6,034万6000円を計上させていただいております。

地方債の補正につきましては、「第3表地方債補正」のとおり、歳入歳出予算の補正に伴いまして、限度額を変更させていただくものでございます。

次に、議第2号の「平成26年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）」についてでございますが、歳入歳出予算の補正額は、179万2,000円の追加でございます。補正後の予算額を21億1,547万6,000円とするものでございます。

補正の主な内容は、国・県補助金の確定によりまして、償還金とか保険税還付金を増額させていただくというものでございます。

財源につきましては、基金繰入金を増額して対応するものでございます。

次に、議第3号の「平成26年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（中村診療所）特別会計補正予算（第3号）」についてでございますが、歳入歳出予算の補正額は、293万円の追加でございます。したがって補正後の予算額は、9,131万3,000円となります。

補正の主な内容でございますが、医薬材料費の増額でございます。

財源につきましては、診療収入を増額しこれに充てるものであります。

次に、議第4号の「平成26年度隠岐の島町下水道事業特別会計補正予算（第5号）」についてでございますが、継続費の補正は、「第1表継続費補正」のとおり、西郷浄化センター建設事業におきまして、翌年度以降の事業内容を少し変更し増額する必要が生じております。事業費総額6億7,000万円となるものであります。

また、繰越明許費は、「第2表繰越明許費」のとおり、他事業との関連におきまして、翌年度に繰り越して実施する必要が生じました。2,000万円を計上いたしております。

次に、議第5号の「平成26年度隠岐の島町訪問看護事業特別会計補正予算（第3号）」でございますが、歳入歳出予算の補正は20万円の追加でございます。したがって補正後は予算額を2,439万円でございます。

補正の主な内容は、職員の時間外勤務が多くなっておりまして、人件費を増額させていただくものでございます。

財源につきましては、訪問看護収入を増額し対応いたします。

次に、議第6号の「平成26年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第3号）」でございますが、歳入歳出予算の補正額は、490万3,000円の追加でございます。補正後の予算額総額は3億5,973万7,000円でございます。

補正の主な内容は、島根県後期高齢者医療広域連合に納付いたします保険基盤安定繰入金

負担額の確定によりましてこれを減額と、療養給付費負担金の確定によりまして相対で増額になります。

財源につきましては、一般会計繰入金と平成 25 年度療養給付費還付金をもって充当するものでございます。

続きまして、議第 7 号から議第 35 号までの 29 件につきましては、条例の改正、廃止及び制定に関する議案でございます。

まず、議第 7 号の「隠岐の島町行政手続に関する条例の一部を改正する条例」でございますが、この条例は、国が公正性や使いやすさの向上、国民の救済手段の充実・拡大の観点から行政不服審査法を改正し、関連法でございます行政手続法も改正になりました。これに伴いまして、本条例を一部改正させていただくものでございます。

次に、議第 8 号の「隠岐の島町地区集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例」でございますが、現在建設をいたしております北方地区に北方集会所ができますので、同集会所を別表第 1 に付け加えるものでございます。

また、各施設の使用料金につきましては、本年 4 月 1 日から消費税率 8 パーセントを導入することといたしましたので改正させていただくものでございます。

これらの施設につきましては、平成 27 年 10 月の消費税率 10 パーセント改定時に併せて改正していこうということにしておりましたが、平成 29 年 4 月以降に先延ばしになりました関係で、この度、改正をしたいということになったわけであります。

次に、議第 9 号の「隠岐の島町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例」についてでございますが、議会議員及び非常勤職員等の公務災害に関する認定・審査に関する事務を、島根県市町村総合事務組合において共同で処理いたしますことから、認定・審査に関する条文を改正しなくてはならなくなりました。

次に、議第 10 号の「隠岐の島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」及び議第 11 号の「隠岐の島町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例」についてでございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、教育長に関する条文等を改正するものでございます。

次に、議第 12 号の「隠岐の島町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正する条例」及び議第 13 号の「隠岐の島町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例」についてでございますが、第 3 次行財政改革を実行しようとする中で、特別職の給料月額を本年度に引き続き、町長は、100 分の 5 を、副町長、教育長は、100 分の 3

をそれぞれ減額させていただくものであります。

次に、議第 14 号の「隠岐の島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」についてでございますが、平成 26 年 8 月の人事院勧告に基づきまして、平成 27 年度 6 月期及び 12 月期の勤勉手当支給月数を改正するものでございます。実施時期につきましては、本年 4 月 1 日といたしております。

次に、議第 15 号の「過疎地域及び離島振興地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例」についてでございますが、過疎地域における固定資産税の課税免除について、過疎地域自立促進特別措置法等の規定に併せまして、条例規定の整備を行うものでございます。

次に、議第 16 号の「隠岐の島町公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例」から議第 27 号の「隠岐の島町都市公園設置及び管理条例の一部を改正する条例」までの 12 件の条例についてでございますが、これらの施設の使用料等につきましては、国の消費税率 8 パーセント改定の際、これを見送り 5 パーセントのままとし、10 パーセント改定時に併せて改正する予定でしたが、平成 29 年 4 月以降に 10 パーセント改正が先送りになりましたことによりまして、この際 8 パーセントを導入するように今回改正をさせていただくものでございます。

次に、議第 28 号の「隠岐の島町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」及び議第 29 号の「隠岐の島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」についてでございますが、これらの条例は、昨年 12 月議会におきましてご審議いただき制定されたところですが、条例の施行に当たり、その運用について必要な事項を規則等に委任するための条項を追加させていただくものでございます。

次に、議第 30 号の「隠岐の島町公営住宅管理条例の一部を改正する条例」についてでございますが、公営住宅の建替事業に整備をしております下西地区の宮の前団地の進捗に併せまして、新たに 7 戸の住宅を追加する必要性が生じました。これに伴います、条例の改正をお願いするものでございます。

次に、議第 31 号の「隠岐の島町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例」についてでございますが、前段でも申し上げたかと思いますが地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴いまして、本条例を廃止させていただくものでございます。

次に、議第 32 号の「隠岐の島町教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例」につい

てでございますが、先ほど申し上げました議第 31 号のとおり「隠岐の島町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例」を廃止させていただきますことから、教育長の勤務時間及び勤務条件等を改めて定める必要から、新たに制定させていただくものでございます。実施時期につきましては、本年 4 月 1 日といたしております。

次に、議第 33 号の「隠岐の島町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例」についてでございますが、議第 32 号の「隠岐の島町教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例」を制定しますことから、職務に専念する義務の免除を規定する条例を新たに制定させていただくものであります。

次に、議第 34 号の「隠岐の島町災害派遣手当に関する条例」についてでございますが、本町において大規模な災害が発生をいたしました場合に、他自治体からの復旧支援職員への災害派遣手当の支給を可能にする条例を新たに制定させていただくものでございます。

次に、議第 35 号の「隠岐の島町避難行動要支援者名簿に関する条例」についてでございますが、この条例は、本町に災害が発生をいたしました場合、要支援者をより円滑に避難誘導をしてまいりますため、日頃から訓練等に活用できますように、要支援者名簿を地域の自主防災組織等へ事前に情報提供できるよう制定させていただくものでございます。

次に、議第 36 号の「辺地に係る総合整備計画の一部変更について」でございますが、事業の財源を辺地債を充当してまいりますために、平成 24 年度から平成 28 年度までの間の中辺地、中条辺地、東郷辺地、磯辺地及び西郷辺地に係る総合整備計画及び平成 22 年度から平成 26 年度までの布施、五箇、都万の各辺地に係ります総合整備計画におきまして、整備計画に掲げる事業を追加させていただくものであります。これによりまして、辺地債の利用が可能になるということでございます。「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」第 3 条第 8 項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議第 37 号の「辺地に係る総合整備計画の策定について」でございますが、事業の財源に辺地対策事業債を充当してまいりますために、平成 27 年度から平成 31 年度までの間の布施、五箇、都万の各辺地に係ります総合整備計画を策定いたしましたので、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」第 3 条第 1 項の規定により議決を求めるものでございます。

次に、議第 38 号の「隠岐の島町過疎地域自立促進計画の一部変更について」でございますが、先ほどの辺地債と同じように事業の財源に過疎対策事業債を充当してまいりますために

は、過疎地域自立促進計画に掲げます事業を追加する必要があります。「過疎地域自立促進特別措置法」第6条第7項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議第39号の「町道路線の変更について」でございますが、西郷261号線、名田から火葬場にあがる道路でございますが、八田有木線の改良に伴い生じました重複箇所が出てきます起点部を変更して路線を短縮させていただくものでございます。

また、代2号線、これは海岸のところの方ですが、町道認定も港湾施設認定もされていなかった箇所です。その代港内の道路を適正に管理するために災害に併せて起点部を変更して路線を延長させていただくというものでございます。

次に、議第40号「工事請負変更契約の締結について〔公共下水道管路布設（2号幹線その1）工事〕」についてでございますが、ちょうど「ひまり」の前の方になります共生学園の所から、これは水深工法によって管路を布設するようにはしております、当初の設計と一部想定した土質に違いがございます、施工が困難となりまして管路布設工及びマンホール工を減ずる必要が生じたので、工事請負変更契約の締結につきまして議決を求めるものでございます。

次に、議第41号「工事請負変更契約の締結について〔公共下水道管路布設（5号幹線その2）工事〕」についてでございますが、これは中町の一畑バスのおりです。地下埋設物などによりまして、施工内容に変更が生じております工事請負変更契約の締結につきまして議決を求めるものでございます。

次に、議第42号「工事請負変更契約の締結について〔北方集会所建設工事〕」についてでございますが、集会所の多目的ホールにおきまして、照明器具を増設する必要が生じました。そしてまた、基礎の施工に当たりまして耐久性向上のため基礎コンクリートと犬走りのコンクリートを別々に打設するなど、工事費を増額する必要が生じております。

また、昨年12月の悪天候によりましてプレカット木材の搬入ができず、建て方が遅れ工期内の完了が困難となってまいっております。そこで工期の延長を行うことも併せて契約内容の変更ということで、この機会に工事請負変更契約の締結につきまして議決を求めるものでございます。

次に、議第43号「業務委託変更契約の締結について〔隠岐の島町基幹システム更新業務〕」についてでございますが、当初計画いたしておりましたカスタマイズの内容の改修関係でございますが、要件縮小に伴います作業工数の見直し及び社会保障・税番号制度導入に伴います業務について、国の補助事業の要件から別途契約を締結する必要が生じました。契約金額

に減額が生じたので、業務委託変更契約の締結について議会の議決を求めるものでございます。

次に、議第 44 号の「指定管理者の指定について〔北方集会所〕」についてでございますが、北方地区に建設中の集会所につきまして、適正な管理が見込める当該団体を候補者といたしましたので、北方地区と地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議決を求めるものでございます。

議第 45 号から議第 58 号までの 14 件につきましては、一般会計及び特別会計の平成 27 年度当初予算でございます。これにつきましては、後ほどまた所管課長からそれぞれ詳細説明を申し上げます。

まず、議第 45 号の「平成 27 年度隠岐の島町一般会計予算」についてご説明を申し上げます。

新年度の予算編成につきましては、事業計画に沿った真に必要な事業を見極めながら、“まち”の景気対策、活性化を視野に入れた事業を取り入れるなど、当初予算額を歳入歳出それぞれ 145 億 7,000 万円といたしております。

予算総額は、前年度比で 4 パーセントの減となっております。これは、隠岐広域連合への負担金におきまして消防本部庁舎建設事業の完了によりまして 6 億 8,000 万円余りの減額となったことが、減額の大きな要因でございます。

歳出予算の概要でございますが、新卒生徒地元就職補助金の拡充、子ども等医療費助成の充実、また、災害時の備えといたしまして災害用備蓄品の整備、竹島関係の資料収集のための拠点づくりなど新たな事業を実施するための予算を計上させていただいております。

歳入予算の概要でございますが、町税におきましては、個人町民税及び固定資産税の減額が見込まれ 0.5 パーセントの減としているところでございます。地方交付税につきましては、政府が地方交付税全体で、前年度の 0.8 パーセントの減額がいわれておりますので、その影響額等を考慮するとともに、合併特例措置の減額分も含め普通交付税分において 0.8 パーセントの減を見込んで計上させていただいたところであります。

また、基金につきましては、油槽所の機器点検及び更新にかかる経費に油槽所整備基金からの繰入金を対応させていただく予定としております。

また、「地方債の予算」ですが、起債の目的などを定め、借入限度額を定めるものであります。そのほか、一時借入金の借入れの最高額を 30 億円として、歳出予算の流用の範囲を定める予算を提案するものでございます。

次に、議第 46 号の「平成 27 年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計予算」についてでございますが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 23 億 3,840 万円といたしております。

前年度と比べますと 12.6 パーセントとの増となりますが、これは、療養給付費、高額療養費の増加によりまして保険給付費が増額になりましたこと、併せまして保険財政共同安定事業の拡充によります増額が主な要因でございます。

歳出予算の主なものは、保険給付費、共同事業拠出金、後期高齢者支援金、介護納付金及び保健事業費等を計上いたしております。

歳入予算では、国民健康保険税、国・県支出金、療養給付費交付金、前期高齢者交付金、共同事業交付金及び繰入金等を見込み計上させていただいております。

次に、議第 47 号の「平成 27 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（中村診療所）特別会計予算」についてでございますが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 9,070 万円といたしております。

予算総額は、前年度比で 2.6 パーセントの増でございます。これは、人件費や医薬材料費が主なものでございます。

歳出予算の主なものは、医師、職員の人件費、施設の運営費、医薬材料費等でございます。

歳入予算は、一般財源として診療収入等を、特定財源として繰入金等を見込み計上させていただいております。

次に、議第 48 号の「平成 27 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（五箇診療所）特別会計予算」についてでございますが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 億 5,990 万円といたしております。

前年度と比較いたしますと 9.5 パーセントの増となっております。これは、医療機器器具費の増が主な要因であるかと思っております。

歳出予算の主なものは、医師、職員の人件費、施設運営費、医薬材料費及び医療機器購入費等でございます。

歳入予算では、一般財源といたしまして診療収入等を、特定財源として県補助金及び繰入金等を見込み計上させていただいております。

次に、議第 49 号の「平成 27 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（都万診療所）特別会計予算」についてでございますが、歳入歳出予算の総額は 1 億 4,620 万円でございます。

前年度比で 1.2 パーセントの減となっております。この要因でございますが、患者数の減少と医療機器購入費の減が主なものでございます。

歳出予算の主なものは、医師、職員の人件費、施設の運営費、医薬材料費、医療用機器購入費等がその主なものでございます。

歳入予算では、一般財源といたしまして診療収入等を、特定財源として、繰入金等を見込み計上させていただいております。

次に、議第 50 号の「平成 27 年度隠岐の島町簡易水道事業特別会計予算」についてでございますが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 5 億 7,520 万円といたしております。

前年度比で 3.9 パーセントの減額となっております。この主な要因は、施設整備費の減額であります。

歳出予算の主なものは、20 か所の施設につきまして、安定した給水を確保するための維持管理に要する経費及び起債償還金並びに施設改良に要する経費等が、その主なものでございます。

施設整備につきましては、都万目簡易水道の改良事業及び上水道事業との事業統合に伴います歌木簡易水道までの連絡管整備事業を今進めております。釜地区及び大津久地区の施設整備などを引き続き実施をして、五箇中央簡易水道改良事業及び簡易水道施設管理台帳の作成事業を新たに実施させていただくように計画をいたしました。

歳入予算の主なものは、給水料金、国庫補助金、繰入金、一般会計借入金及び町債等を見込み計上させていただいております。

「地方債の予算」は、起債の目的などを定め、借入限度額を定めるものでございます。

次に、議第 51 号の「平成 27 年度隠岐の島町下水道事業特別会計予算」についてでございますが、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ 15 億 3,960 万円といたしております。

予算総額は、前年度比で 25.9 パーセントの増でございますが、これは、西郷浄化センターの増設工事と汚水処理施設共同整備事業などに伴いまして施設整備費の増額が主な要因でございます。

歳出予算の主なものは、総務費で公共下水道施設を始め、農業集落排水施設、漁業集落排水施設等 17 か所の集合処理施設と個別処理施設であります浄化槽の維持管理に要する経費が計上されております。

施設整備では、西郷浄化センターの増設工事費、中町・栄町地区及び五箇地区などの管路布設工事費、東町・有木・五箇地区などの管路詳細設計、港町地区の雨水施設詳細設計委託料、^{ミックス}MICS事業認可図書作成・実施業務委託料などを計上させていただいたところでございます。

歳入予算では、下水道使用料、国・県補助金、繰入金、町債等を見込み計上させていただいております。

「地方債の予算」は、起債の目的などを定め、借入限度額を定めるものでございます。

次に、議第 52 号の「平成 27 年度隠岐の島町駐車場事業特別会計予算」についてでございますが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1,980 万円といたしております。

前年度比で 2.9 パーセントの減となっておりますが、これは、照明設備等の整備費減が主な要因でございます。

歳出予算の主なものは、第 1 駐車場、第 2 駐車場及び立体駐車場の管理運営費及び消防設備費を計上いたしております。

歳入予算は、使用料を見込み計上いたしました。

次に、議第 53 号の「平成 27 年度隠岐の島町訪問看護事業特別会計予算」についてでございますが、歳入歳出予算の総額を 2,490 万円といたしております。

予算総額は、前年度比で 3 パーセントの増でございますが、人件費の増が主なものでございます。

歳出予算の主なものは、人件費及び訪問看護に要する事業運営費でございます。

歳入予算では、訪問看護に係る事業収入、一般会計繰入金を見込み計上をいたしております。

次に、議第 54 号の「平成 27 年度隠岐の島町布施へき地診療施設事業特別会計予算」についてでございますが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 3,780 万円といたしております。

予算総額は、前年度比で 8.3 パーセントの減でございますが、今年は医療機器購入費等が昨年に比べて減となったからであります。

歳出予算の主なものは、医師、職員人件費負担金、施設運営費、医薬材料費、医療機器購入費等でございます。

歳入予算では、一般財源として診療収入等を特定財源といたしまして県補助金及び繰入金等を見込み計上いたしております。

次に、議第 55 号の「平成 27 年度隠岐の島町五箇へき地診療施設事業特別会計予算」についてでございますが、歳入歳出予算の総額は 1,080 万円でございます。

予算総額は、前年度比で 10.7 パーセントの減でございますが、これは、衛生材料費や医療機器購入費の減が主なものでございます。

歳出予算の主なものは、医師、職員の五箇診療所への人件費負担金、施設運営費及び医薬

材料費、医療機器維持管理費等が主なものでございます。

歳入予算では、一般財源といたしまして診療収入等を特定財源といたしまして県補助金及び繰入金等を見込み計上いたしております。

次に、議第 56 号の「平成 27 年度隠岐の島中財産区特別会計予算」についてでございますが、歳入歳出予算の総額は 50 万円でございます。

歳出予算の主なものは、管理会費及び財産管理費でございます。

歳入予算は、土地貸付料などを見込み計上させていただいております。

次に、議第 57 号の「平成 27 年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計予算」についてでございますが、歳入歳出予算の総額は 3 億 4,560 万円でございます。これは、保険料等の負担金が減額になったことによるものでございます。

歳出予算の主なものでございますが、後期高齢者医療広域連合への保険料及び療養給付費等の納付金、健康診査事業にかかる業務委託料等でございます。

歳入予算では、保険料、保健事業補助金及び一般会計からの繰入金等を見込み計上させていただいております。

次に、議第 58 号の「平成 27 年度隠岐の島町上水道事業会計予算」についてでございますが、第 2 条におきまして、企業活動の基本目標として、業務の予定量を定めております。第 3 条では、経営活動に伴います取引によりまして、発生が予定されておりまする全て収益 3 億 1,988 万 3,000 円とそれに対応いたします費用であります。2 億 9,069 万 3,000 円を計上させていただいております。第 4 条では、設備拡充等の建設改良費用及び現有施設の建設に要し企業債元金償還金など、2 億 3,402 万 1,000 円を計上いたしております。第 5 条は、企業債の目的、限度額等を定め計上いたしました。第 6 条は、一時借入金の最高限度額を規定するものであります。第 7 条は、予算の執行にあたり、流用の制限が考慮されるべき項目を定めております。第 8 条では、一般会計からの補助金の趣旨を明示して計上し、第 9 条におきまして、貯蔵品の購入に制限を設けております。

主な事業は、クリプト対策といたしまして、新たに東郷浄水場の高度浄水施設整備事業、また、下水道整備や県道及び町道などの改良工事に伴います配水管移転補償費を計上させていただいております。

次に、諮問第 1 号と諮問第 2 号の「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」ご説明を申し上げます。

本町の人権擁護委員 10 名のうち、根本和子氏及び池田初香氏が本年 6 月 30 日をもって任期満了となりますことから、引き続き根本和子氏及び池田初香氏を委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

以上、60 件の諸議案につきましてご説明を申しましたが、何とぞ慎重ご審議をくださいますようお願いをいたしまして、私の提案理由の説明に代えさせていただきますと思います。よろしくお願いたします。

○議長（石田茂春）

以上で、「提案理由の説明」を終わります。

日 程 第 8、新年度各会計予算案の詳細説明

「新年度各会計予算案の詳細説明」を求めます。

議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（ 本会議休憩宣告 11 時 19 分 ）

（ 全員協議会開会宣告 11 時 19 分 ）

○議長（石田茂春）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（ 本会議再開宣告 16 時 28 分 ）

以上で、「新年度各会計予算案の詳細説明」を終わります。

本日は、これをもって終了し、明日 3 月 4 日は、本日に引き続き、新年度各会計予算案の詳細説明及び、補正予算案についての詳細説明、質疑、討論、採決等を行います。

それでは、本日はこれにて散会します。

（ 散 会 宣 告 16 時 28 分 ）

以 下 余 白